

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄 法人登記

5年10月2日 提出 (宛先) 相模原市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 252 - 5277 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。 相模原市中央区中央 2-11-15	特別徴収義務者 指定番号		※ 市町村ごとに異なります	
		名称 (氏名)	〇〇株式会社	指定番号を新規に 取得する場合は、 空欄のままで構いません。			
		代表者の 職氏名	相模 太郎				
		法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電話	042 - 754 - 1111		

経理課
相模 花子

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 5年10月1日

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ	〒 -	〒 -
所在地 (送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ	サガミ タロウ (サガミヤ)	マルマル カブシキカイシャ
名 称	相模 太郎 (相模屋)	〇〇 株式会社
電話番号	- - (内線)	- - (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください】 7. 合併による変更【下欄を記入してください】 8. 分割による変更【下欄を記入してください】 9. その他 ()	

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		※ 市町村ごとに異なります	法人成りまたは個人事業化の場合、 旧特別徴収義務者の指定番号を 継続使用することはできません。
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	指定番号		
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	指定番号		

※ 合併等で法人番号の変更が発生する場合は、指定番号の継続使用はできません。指定番号の継続使用ができない場合は、電話連絡します。

【提出先】 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 市民税課